

産業廃棄物処理計画書	
令和6年4月11日	
呉市長 様	
提出者	
住所 広島県 呉市 昭和町9番1号	
氏名 (株)淀川製鋼所 呉工場	
呉工場長 八尾 耕司	
電話番号 0823-25-1115	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき，産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので，提出します。	
事業場の名称	(株)淀川製鋼所 呉工場
事業場の所在地	広島県 呉市 昭和町9番1号
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22：鉄鋼業
②事業の規模	製造品出荷額：36331680千円
③従業員数	247名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	別紙の通り	t
	（これまでに実施した取組） ・汚泥タンク等からの水分抜取による廃棄物発生の抑制 ・水処理薬品の添加量最適化等による汚泥発生量の抑制 ・汚泥の減量のための設備に関する情報収集		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	排出量	別紙の通り	t
	（今後実施する予定の取組） ・既存脱水機の有効活用		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1のとおり

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・薬品等の1斗缶について内袋があるものは、スクラップと廃プラに分別している ・廃棄物中の金属部分等をスクラップとして分別を徹底する ・廃棄物中のダンボール、紙類の分別
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） ・分別作業が不要になるような容器等の工夫

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） ・現状、実施可能な取組なし		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	別紙の通り
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	1527 t	0 t
	（これまでに実施した取組） ・水処理薬品投入量の最適化による、汚泥発生量の減少 ・ポンプ、配管等のメンテナンスによる処理設備稼働時間の最適化による汚泥発生量削減 ・脱水処理設備のこまめなメンテナンスによる脱水効率の最適化による汚泥発生量削減。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	別紙の通り
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	1500 t	0 t
	（今後実施する予定の取組） ・新たに実施可能な取組なし		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙 1 のとおり

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	（これまでに実施した取組） ・対象無		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙の通り	t
	（今後実施する予定の取組） ・対象無		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙 1 のとおり

①現状	【前年度（２０２３年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙の通り	
	全処理委託量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	別紙の通り	t
	再生利用業者への処理委託量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者への処理委託量	別紙の通り	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	別紙の通り	t
	（これまでに実施した取組） ・産業廃棄物処理委託時は、許可証の確認、視察等を実施し、良ければ契約書締結としている。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する ・委託先の定期的な視察 ・ポリ容器の切断等により減容化を図り、運搬回数を少なくするように努める。		

②計画	【目標】		別紙1のとおり	
	産業廃棄物の種類		別紙の通り	
	全処理委託量		別紙の通り	t
	優良認定処理業者への 処理委託量		別紙の通り	t
	再生利用業者への 処理委託量		別紙の通り	t
	認定熱回収業者への 処理委託量		別紙の通り	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量		別紙の通り	t
	(今後実施する予定の取組)			
	・ 廃棄物を適切に管理し、長期保管等をせず、素早く適正に 処分を進める。			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（２０２３年度）実績量

計画：今年度（２０２４年度）計画量

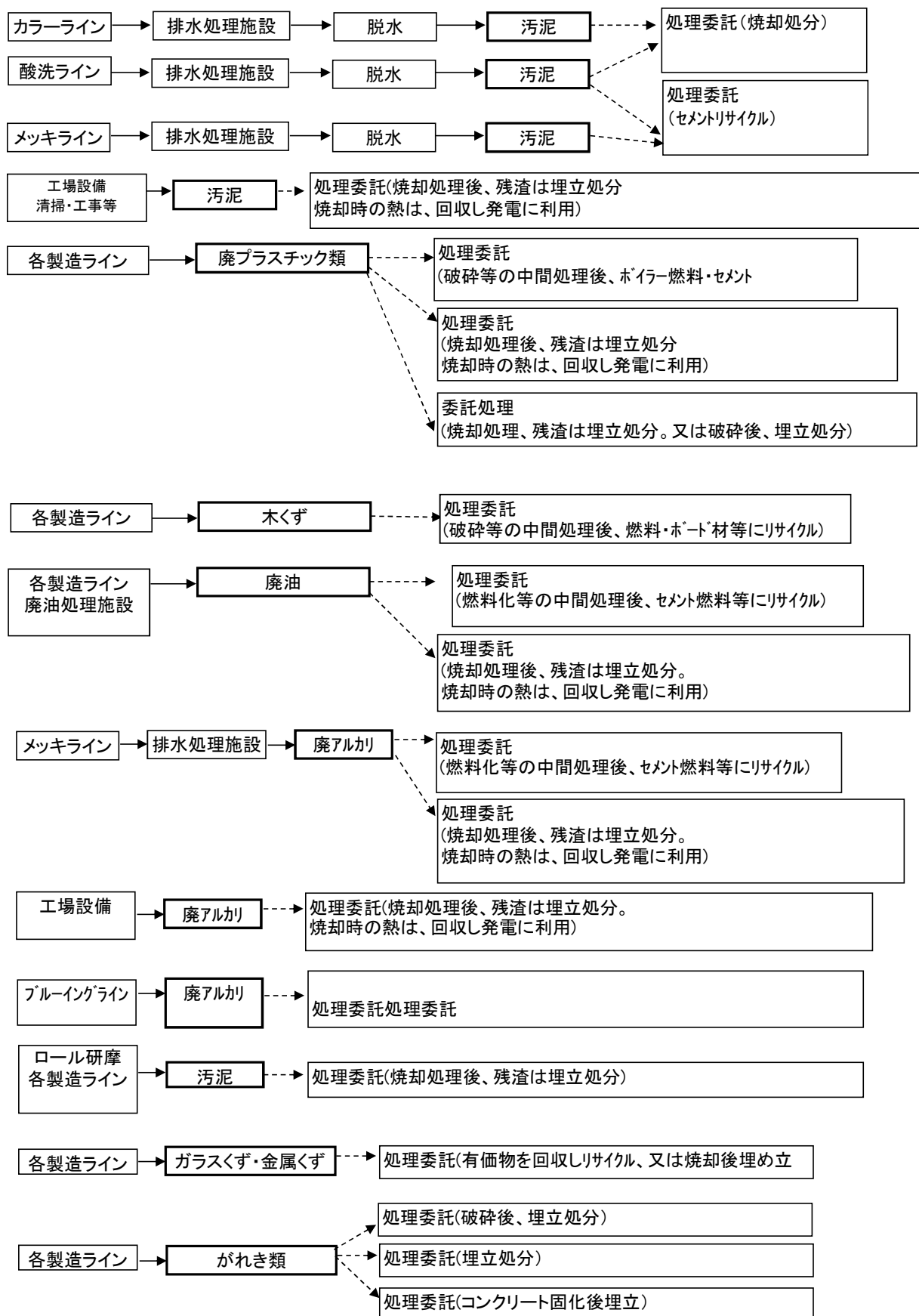
単位:トン／年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	1,689	1,600					1,527	1,500		
廃油	96	90								
廃酸										
廃アルカリ	382	350								
廃プラスチック類	20	20								
紙くず										
木くず	10	9								
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	0	0								
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類	6	10								
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	2,203	2,079	0	0	0	0	1,527	1,500	0	0

単位:トン/年

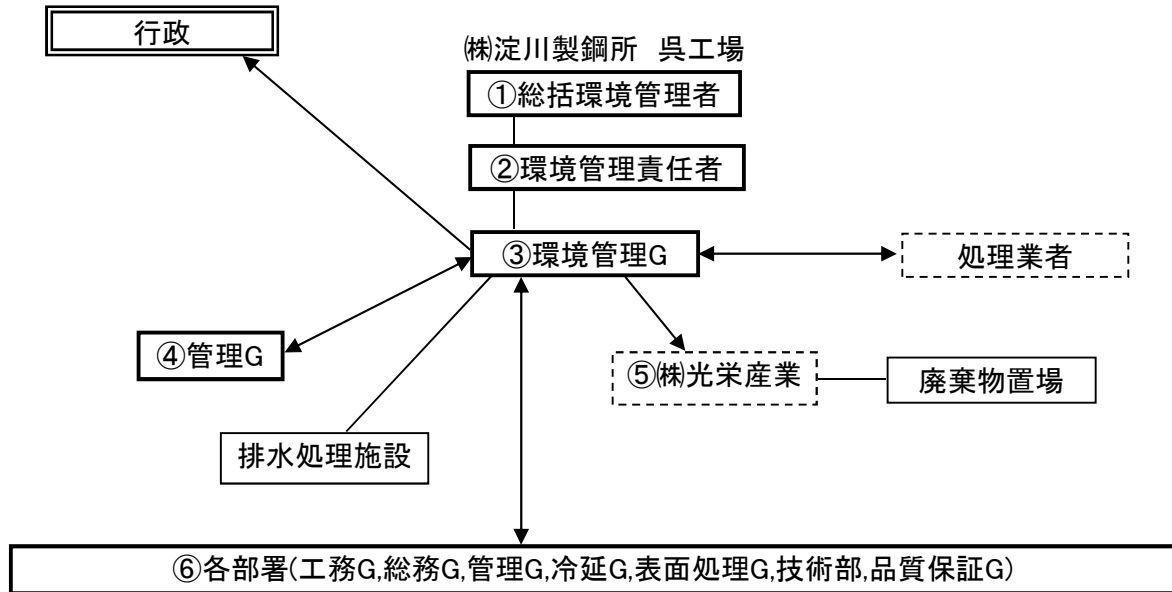
産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	162	150	157	150	22	20			135	135
廃油	96	90	96	90	10	10			86	85
廃酸										
廃アルカリ	382	350	382	350					382	350
廃プラスチック類	20	20	13	13	7	7			10	10
紙くず										
木くず	10	9	2		10	9				
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず	0	0	0	0						
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず										
鉱さい										
がれき類	6	10	0	0						
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	676	629	650	603	49	46	0	0	613	580

添付資料【産業廃棄物発生工程フロー】



添付資料〔管理体制図及び各部署の役割〕

〔管理体制図〕



〔各部門等の役割〕

①総括環境管理者…呉工場長 八尾 耕司

②環境管理責任者…縄田康秀(環境全般の管理責任者)

③環境管理G…部署長 縄田康秀 組織人数6名(環境全般の担当部署)

産業廃棄物に関する帳簿、マニフェスト等の管理
 産業廃棄物に関する集計等
 処理業者の選定、査察、契約、処理依頼
 行政への報告
 産業廃棄物のリサイクル、減量化の計画
 産業廃棄物の処理費まとめ
 廃棄物置場の管理
 排水処理施設の管理
 場内の産業廃棄物の収集を、(株)光栄産業へ委託する。

④管理G

産業廃棄物処理費の支払い手続き

⑤(株)光栄産業

呉工場内の産業廃棄物の廃棄物置場への運搬及び廃棄物置場の整理

⑥各部署(工務G,総務G,管理G,冷延G,表面処理G,技術部,品質保証G)

発生した産業廃棄物について環境管理Gへ収集依頼を発行する。
 産業廃棄物の発生抑制。